

担当者メモ

栄典事務担当者メモ

令和2年7月

国税庁人事課考查係

目 次

I 栄典の概要

1 栄典の種類	
(1) 勲章	1
(2) 褒章	2
(3) 勲章と褒章の相違	2
(4) 位階	3
2 発令の区分等による分類	
(1) 生存者叙勲	4
(2) 死亡叙勲	4
(3) 褒章と遺族追賞	4
(4) 叙位	4
3 推薦基準	
(1) 春秋叙勲の推薦基準	6
(2) 褒章の推薦基準	7
4 栄典が授与されない者	8

II 春秋叙勲・褒章の事務

1 日程	10
2 手続き	11
3 候補者の選考に当たって特に留意すべき事項	13
4 遺族追賞	14
5 再叙勲等	15

III 高齢者叙勲の事務

1 概要	17
2 対象者	17
3 日程	17
4 手手続き	18

IV 死亡叙位・叙勲の事務

1 概要	20
2 対象者	20
3 日程	20
4 手手続き	21
5 注意事項	22

V 元職員における叙勲対象者管理の方法

	23
--	----

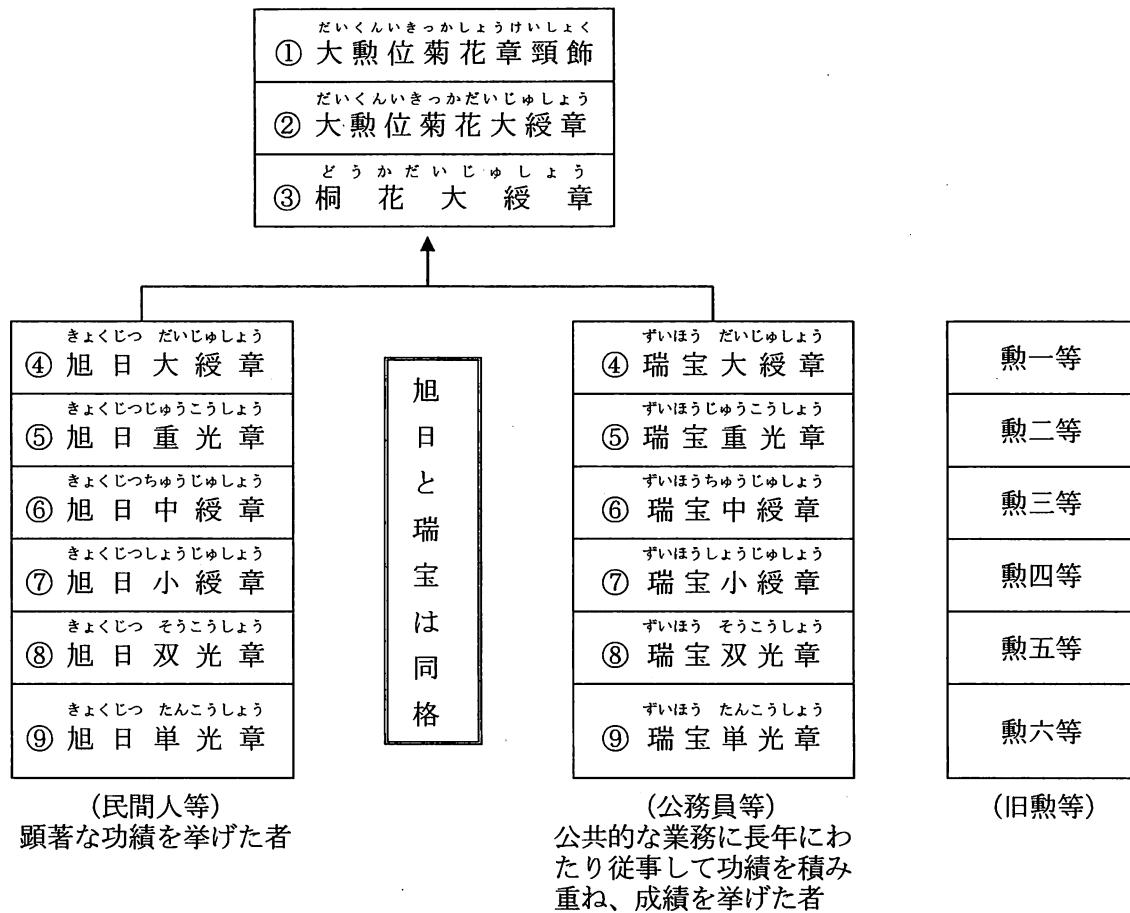
I 栄典の概要

1 栄典の種類

栄典は大別して、勲章、褒章、位階の3種類がある。

(1) 勲章

勲章は、国家又は公共に対し功労のある者を広く対象として、その功労の質的な違いに応じて、旭日章又は瑞宝章が授与される。



(注1) 平成15年5月20日閣議決定により「勲章の授与基準」が見直され、旭日章及び瑞宝章は、功労の質的な違いに応じた別種類の勲章となり、男女に共通して授与されることとなった。

なお、勲七等及び勲八等は、平成13年より運用が行われていないため、廃止された。

(注2) 上記の勲章以外に、銀杯（菊紋）又は木杯（菊紋）を贈与することがある。

(注3) 叙勲に関する事務は内閣府賞勲局が所管している。

(2) 褒章

褒章は、その分野ごとの功績に対して授与されており、次のものがある。

種 別	賜 与 対 象
○紅 綬 褒 章	自己の危難を顧みず人命の救助に尽力した者
○緑 綬 褒 章	長年にわたり社会に奉仕する活動に従事し顕著な実績を挙げた者
○黄 綬 褒 章	業務に精励し他の模範となるような事績を有する者
○紫 綬 褒 章	科学技術分野における発明・発見や学術・芸術分野における優れた業績を挙げた者
○藍 綬 褒 章	産業の振興、社会福祉の増進等に優れた業績を挙げた者又は公共の事務に尽力した者
紺 綬 褒 章	公益のため私財を寄附した者

(注1) 2度以上同種の褒章を授与すべき場合は、褒章に代え、飾版^{しょくはん}を授与する。

(注2) 褒章(紺綬褒章を除く。)を授与されるべき者が死亡した場合は、その遺族に銀杯(桐紋)を授与する。

(注3) 褒章を授与されるべき者が団体である場合には、褒章に代え褒状^{ほうじょう}を授与する。

(注4) 紺綬褒章を授与されるべき者が死亡した場合は、その遺族に褒状又は木杯(桐紋)を授与する。

(注5) 紺綬褒章には木杯(桐紋)を併せて授与することがある。

(注6) ○印は春秋2回発令されるもの。

(注7) 褒章に関する事務は、内閣府賞勲局が所管している。

(3) 勳章と褒章の相違

勳章は、その者の全生涯における功績を顕彰するのに対し、褒章は、特定の分野における功績を顕彰するものである。

(4) 位階

位階は、位階令（大正 15 年勅令第 325 号）により定められ、正従各 8 階の 16 階に区分されている。

位階は、現在、死亡者に対してのみ運用されている。

区 分	読み方	区 分	読み方
正一位	しょう いちい	正五位	しょう ごい
従一位	じゅ いちい	従五位	じゅ ごい
正二位	しょう にい	正六位	しょう ろくい
従二位	じゅ にい	従六位	じゅ ろくい
正三位	しょう さんみ	正七位	しょう しちい
従三位	じゅ さんみ	従七位	じゅ しちい
正四位	しょう しい	正八位	しょう はちい
従四位	じゅ しい	従八位	じゅ はちい

(注 1) 位階は、元来、宮中における席次を表すものであった。

(注 2) 位階に関する事務は、内閣府大臣官房人事課で所管している。

2 発令の区分等による分類

(1) 生存者叙勲

生存者叙勲は、生存している者を対象として行うものであり、主として次のようなものがある。

イ 春秋叙勲

70歳以上の生存者を対象として行われる者であり、春（4月29日）、秋（11月3日）の2回発令され、各回おおむね4,000名程度を目途としている。

ロ 高齢者叙勲

88歳（米寿）になった者について発令されるものであり、春秋叙勲によっていまだ叙勲されていない功労者に対して行われる。

高齢者叙勲の発令日は毎月1日であり、前月2日から発令日までに満88歳に達した者について発令される。

ハ 緊急叙勲

緊急叙勲とは、風水害、地震、火災その他非常災害に際し、身命の危険を冒して、被害の最大防止援助等に努め、顕著な功績を挙げた者、その他、特に顕著な功績を挙げて、緊急に勲章を授与することが必要な者を対象とする叙勲である。

過去の例としては、伊勢湾台風の来襲に際し、最後まで職場にあって、一般の人々の避難誘導の電話連絡に当たった電話交換手に叙勲が授与された例などがある。

なお、国税庁関係での例はない。

(2) 死亡叙勲

死亡叙勲は、国家又は公共に対し功労のあった者が死亡した場合に、その功労に鑑み、春秋叙勲とは別に行われるものである。

発令日は、生前最後の日（死亡日）とされており、生前に勲章が授与されているように擬制されている。

したがって、その手続期間も死亡の日から30日以内に閣議決定・裁可の手続を完了させるよう制限が課せられている。

(3) 褒章と遺族追賞

褒章は、生存者に対し、春（4月29日）、秋（11月3日）に発令され、各回おおむね800名を目途に発令されるが、[REDACTED]

遺族追賞は、褒章の基準（年齢を除く）を満たしている者が死亡した場合に、その遺族に対して銀杯又は木杯若しくは褒状を授与して、死亡者を追賞するものであり、死亡の日から3か月以内の月の最終閣議に付されることとなる。実際の取り扱い上は、褒章推薦中に死亡した場合に限られている。

(4) 叙位

叙位は、既に叙勲されている者又は叙勲基準に該当している者が死亡した場合に発令されるものであり、手続は死亡叙勲と同様である。ただし、叙勲を受けた者で

も叙位の基準を満たしていないケースもあり、その場合においては推薦対象外となるため留意すること。

3 推薦基準

(1) 春秋叙勲の推薦基準

	年 齢
元職員	70歳以上
納税	70歳以上
税理士	70歳以上
酒類業	70歳以上
二類分野	70歳以上

(注) 褒章受章者は受章後5年を経過していること。

(参考)

(2) 褒章の推薦基準

		年 齢
納 税	藍 綏	60 歳以上
税 理 士	藍 綏	60 歳以上
	黄 綏	60 歳以上
酒 類 業	藍 綏	60 歳以上
	黄 綏	60 歳以上
杜 氏	黄 綏	60 歳以上

(注) 公務員歴による褒章はないが、元職員で上記の基準に該当する場合には褒章が授与される。

4 栄典が授与されない者

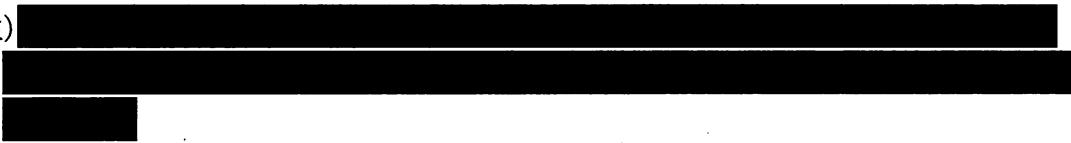
栄典の受章に当たっては、過去に行った行為や置かれた社会的立場など、その者に関する全般にわたり他から非難されるものであってはならない。

栄典を授与するにふさわしくない者について、授与を差し控えるかどうかの判断は個々の候補者についてそれぞれ判断するものであるが、次に掲げる場合は原則として栄典の授与は行わないものとして取り扱う。

(1) 候補者自身又は候補者の関係する法人が、

- イ 警察官若しくは検察官等による取調べを受けてその処分が未定の場合又は刑事訴訟係属中である場合
- ロ 刑罰又は反社会性の強い行為を行うことによって重加算税の賦課、許認可等の取消し、登録の抹消、業務の停止等の行政処分を受けて一定期間を経過していない場合
- ハ 公正取引委員会による調査を受けてその処分が未定の場合、審理が係属中である場合、審決等を受けて一定期間経過していない場合
- ニ 公害、人身事故等の問題が存し、補償その他の措置が修了していない場合

(注)



(2) 候補者の親族又は候補者の指揮監督下にある者が、候補者又はその関係する法人等のために行った行為に関し警察官等による取調べを受けている場合、刑事訴訟が係属中である場合又は刑罰を受けて一定期間経過していない場合

(3) 候補者が関係する企業等について、公害、人身事故等の問題が存し、補償その他の措置が修了していない場合

(4) 自殺、遭難等、社会的に迷惑をかけるような死亡原因がある場合

(5) 候補者又は関係法人が破産、倒産した場合

(6) その他栄典を授与するにふさわしくない行為があった場合

- イ 過去に所属した団体等について、マスコミ等による不祥事等の報道があった場合には、地域での風評や関係者の感情等を考慮して、受章時期及び栄典授与の可否についても慎重に検討する。
- ロ 人身事故発生後、一定の期間が経過した場合であっても、死亡人身事故等の重大な事故であった場合には、栄典が授与されない場合がある。

(7) [REDACTED]

(注) [REDACTED]

(8) 税務行政事務功労の候補者について

イ 懲戒処分（免職・停職・減給・戒告）を受けていた場合には推薦しない。

(注) [REDACTED]

ロ [REDACTED]

[REDACTED] 文官分限令 1 1 - 1 - 4 (兵役) による休職、[REDACTED]

(注) [REDACTED]

II 春秋叙勲・褒章の事務

1 日程

		春 叙 勲	秋 叙 勲	褒 章
8月	上旬	栄典候補者推薦指示文書の発遣(府→局)		
	下旬	関係民間団体役員名簿等の提出(局→府)		
9月	上旬	推薦予定数の連絡(府→局)		
	中旬	事前連絡分の書類提出 (局→府)		
10月	中旬	候補者名簿・推薦書類提出(局→府)		
11月		賞勲局局議(事前分)		
	上旬	推薦書類の提出 (府→省)		
12月	26日	推薦書類の提出 (省→賞勲局)		
1月	中旬	賞勲局ヒアリング		
	下旬	↓		
2月	上旬	賞勲局局議		候補者名簿の提出 事前連絡分の書類提出 推薦書類の提出 (局→府)
	中旬	↓ ↓ ↓	事前連絡分の書類提出 推薦書類の提出 (局→府)	
3月	中旬	内 示		
4月	中旬			推薦書類の提出 (府→省) 賞勲局局議(事前分)
	29日	発 令		
5月	15日			推薦書類の提出 (省→賞勲局)
	中旬	勲章伝達式	推薦書類の提出 (府→省)	
	下旬		賞勲局局議(事前分)	
6月	上旬			賞勲局ヒアリング
	30日		推薦書類の提出 (省→賞勲局)	↓ ↓
7月			賞勲局ヒアリング	賞勲局局議
8月			賞勲局局議	
9月	上旬			内 示
	中旬		内 示	
11月	3日		発 令	発 令
	中旬		勲 章 ・ 褒 章 伝 達 式	

2 手続き

(1) 関係民間団体役員名簿等の提出

叙勲推薦予定者の把握及び管理のために作成する。

当該名簿に掲載の者から春秋叙勲、褒章の候補者を選考する。

(2) 事前連絡分書類の提出

次に該当する候補者については、賞勲局に連絡する必要があることから事前に必要書類を提出する。

① 旭日（瑞宝）大綬章を希望する候補者

② 新しい分野の候補者

③ 過去において、賞勲局へ書類提出後取り下げ又は辞退等をしたことのある候補者（内示後辞退又は取り下げした場合は、原則として3年間は推薦不可）

④ 再叙勲を希望する候補者

⑤ 栄典の受章環境について検討を要する候補者

人事課・主管課で把握している情報のみならず、インターネット等で、過去の報道の状況等を確認する。

※ 候補者又は主宰する法人が刑罰を受けた場合、警察等の取り調べを受けた場合、重加算税を賦課された場合、独禁法に基づく調査、審決、命令等を受けた場合、許認可取消、営業停止等の行政処分を受けた場合、懲戒処分を受けた場合、法人等の経営状況に問題がある場合（著しい赤字の累積がある等）、暴力団員との関係が疑われる場合、争訟が見込まれる当事者である等が該当する。

⑥ その他（基準や先例に照らし問題があると思われるもの等）

（注）事前連絡漏れによって推薦できない場合もあるので、事前連絡の要否の判断は早めに行い、くれぐれも連絡漏れのないように注意する。

(3) 上申書類の提出

次の書類を別添の作成要領に従い作成し、庁へ提出する。

- ・候補者名簿
- ・審査票
- ・功績調書
- ・履歴書
- ・刑罰等調書
- ・戸籍抄本
- ・その他必要書類（団体規模調等）

(4) 庁における審査等

各局の候補者について、庁において推薦書類の審査、候補者の全国的な調整を行った後、財務省秘書課へ推薦書類を提出する。

推薦書類は省での審査の後、賞勲局へ提出される。

(5) ヒアリングに対する対応

各候補者の書類、功績の内容について省から賞勲局に説明する。

ヒアリング前後に、内容の照会や追加資料等の提出を求められることがあるが、回答期限が短いため、迅速に対応すること。

(6) 内示

賞勲局からの内示後、候補者について次の事項を確認し、その結果を報告する。

- ① 刑罰等関係の調査（内示前に調査しておく）
- ② 受諾の意向確認
- ③ 前叙の確認
- ④ 氏名（字画、読み仮名）、生年月日、年齢の確認
- ⑤ 主要経歴（職名）の確認（変更の場合はその年月日も調査する）
- ⑥ 現住所及び郵便番号の確認（変更の場合はその年月日も調査する）

《内示の例》

〇〇国税局人事第二課で栄典担当をしている〇〇でございます。

本日、内閣府から〇〇〇〇様に対し、〇〇章の勲章（褒章）を授与する旨の内示がありましたので、ご連絡します。

誠におめでとうございます。

つきましては、勲章をお受けになるかどうか確認させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【受諾の場合】

発令は〇月〇日となっております。〇月〇日の発令日までは今回の叙勲（褒章）の件につきましては、内々にお願いいたします。

伝達式は三田共用会議所（東京都港区三田）において、〇月〇日に行われる予定です。

勲章（褒章）の授与にあたり確認させていただきたい点がございます。

以下、前叙、氏名、経歴、住所、伝達式への出席等の確認、報道機関への情報提供のお知らせ、悪質な勧誘販売についての注意等を行う。

【辞退の場合】

大変、御名誉なことでございますので、是非お受けいただければと存じますが、何か御事情などがあるのでしようか。

（注）説得しながら、辞退の理由をしつこくない程度で聴取する。

可能であれば、日を改めて再度説得する等の方法をとる。

内示後、叙勲（褒章）を辞退した者については、原則として、今後の叙勲、褒章の推薦は行わないため、次回の受章の約束は行わないこと。

（注1）候補者への内示は、原則として課長補佐以上の者が行うこと。

(注2) 場合によっては、主管課を通じて内示しても差し支えない。

(注3) 内示の際は、他人に口外しないよう候補者に注意を与えること。

(7) 生存確認

閣議決定後に、候補者が閣議決定以前に死亡していた事実が判明した場合、後日の閣議において取消し決定を行う必要がある。このような事態を避けるため、閣議日の前々日時点での候補者の生存を適宜の方法で確認し、庁へ報告する。

3 候補者の選考に当たって特に留意すべき事項

(1) 叙勲

① 候補者は、単に役職の基準を満たしているというだけでなく、真に栄典にふさわしい者を選考すること。

② 当庁関係以外の分野における経歴、功績についても十分に調査し、把握漏れのないようにする。

(注) 必要に応じて各省庁に対して栄典協議を行い、経歴、勲等、国税庁からの推薦の可否等について確認し、照会事績及びその結果を残しておくこと。

③ 今後、役職の伸びが期待され、更に上位の勲等が見込まれる場合には、主管課とも協議し、推薦のタイミングを考慮したうえで推薦すること。

④ 特に民間分野においては、対象となるすべての者について検討し、栄典にふさわしいと認められる者が推薦漏れとならないよう十分留意すること。

この場合、局（所）において、ふさわしくないと判断した者については除外するとともに、その理由を明確にしておくこと。

⑤ 元職員については、財務省全体に与えられた受章者数の関係から、対象者全員に春秋叙勲を授与することは困難な状況にある。

仮に、刑罰や不祥事等の把握漏れがあった場合でも、賞勲局推薦後の推薦者の差し替えは行えないことから、推薦に当たっては風評等にも十分注意すること。

特に過去の報道の状況等については、インターネット等を利用して確認すること。

元職員の候補者選定基準については、後掲のとおり。

⑥ 二類分野（行（二）職員）の候補者についても推薦漏れがないように常時管理しておくこと。

(注) 局の診療所長は一類分野となるが、該当すると認められる場合には、事前に庁に連絡すること。

⑦ 栄典に不適当な事由がないかどうかについて、公的機関、新聞報道及びインターネット等により確認できる事項は必ず調べること。

⑧ [REDACTED]

元職員の最終官職が同一の者についても同様とする。

(2) 褒章

① 褒章は推薦しようとする分野ごとの基準を満たし、他の模範となる事績を有する者が対象となることから、賞勲局において功績の内容を重視している。

したがって、功績内容については叙勲以上に詳しく記載すること。特に、褒章の種類が複数ある分野（税理士の黄綬と藍綬など）については、なぜその褒章に推薦するのかが明確になるような功績内容を記載する。

② [REDACTED]

また、今後叙勲での推薦を検討している場合は、褒章受章後の役職歴の伸び等の検討状況を推薦書類提出の際に連絡すること（様式不問）。

※ 例年、内閣府賞勲局から確認依頼の多い事項であることから、各局に確認依頼を行うことなく庁において回答するため、予め情報収集しておくものである。

③ 叙勲と同様、当庁関係以外の分野における経歴、功績についても十分に調査し、把握もれ、重複推薦等のないようにすること。

【春秋叙勲候補者 元職員の推薦について】

各局（所）

1 推薦対象

以下の要件をすべて満たす者

(1) [REDACTED]

(2) [REDACTED]

(3) [REDACTED]

2 推薦順位の決定

(1) 原則として、次の①から③の順で順位付けを行うこととするが、①から③のほか先例や最終官職等を勘案し、各人の功績により推薦順位を決定する。

① [REDACTED]

② [REDACTED]

③ [REDACTED]

(2) その他

[REDACTED]

4 遺族追賞

遺族追賞は、褒章に該当している者が死亡した場合、その遺族に授与されるものであり、基本的な考え方は叙勲・褒章同様であるが特に次の点に留意すること。

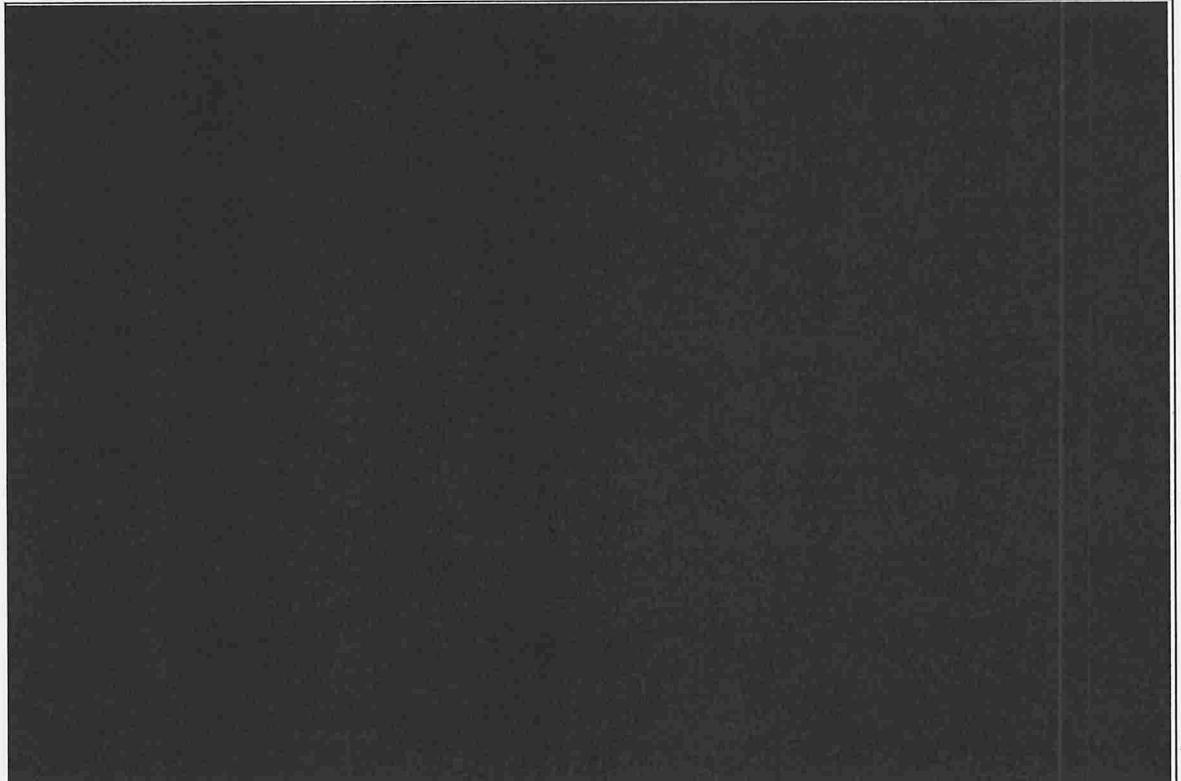
- (1) 多分野で死亡叙勲に該当する場合もあるため、履歴は早期に調査し、死亡叙勲に該当しないかどうかを検討すること。
- (2) 遺族に授与されることから、栄典が適当かどうかは、遺族についても十分調査すること（遺族の刑罰等調書の提出が必要になる）。

- (3) 追賞を行うべき特定の遺族1名を定めること。追賞を受けることができる範囲および順位は次のとおり。
- ①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹
- (4) 遺族追賞は書類の作成時期に時間的な余裕（死亡日から3ヶ月以内）があるが、他分野で叙勲されることもあるため、経歴については早期に調査し、庁に連絡すること。
- ※ なお、遺族追賞は褒章推薦手続中の候補者が亡くなった場合などに限られ、実際には殆ど行われていない。

5 再叙勲等

(1) 褒章受章後の叙勲

褒章（紺綬を除く）受章後5年を経過しており、褒章受章後の功績の伸びがある場合は叙勲の対象となる（例：平成28年秋の褒章受章者が令和3年秋に叙勲を受けることは可）。



(2) 叙勲受章後の褒章

既に叙勲されている者は褒章の対象にはならない。

(3) 再褒章

黄綬及び藍綬褒章を受けている場合、再度これらの褒章を受けることは可能であるが、次の点に留意すること。

- ① 先の褒章受章後5年以上経過していること。
- ② 同一分野での再褒章は原則として行わない。

(4) 再叙勲

再叙勲の対象者は原則として次の要件すべてを満たす者とする。

- ① 抜群の功績を挙げている
- ② 先の叙勲後 7 年以上経過している
- ③ 中綬章以上に擬叙される

(注 1) 小綬章以下に擬叙されるものであっても、年齢 80 歳以上の者については例外的に認められる場合があるので庁に相談すること。

(注 2) 既に授与されている勲章より上位の勲章に若干不足すると認められる場合には杯が賜与される。

III 高齢者叙勲の事務

1 概要

高齢者叙勲は、春秋叙勲により勲章を授与されていない功労者のうち、88歳になつた者を春秋叙勲とは別に勲章を授与するものである。

2 対象者

88歳になる者のうち、叙勲基準に該当する者

(注) 旭双(瑞双)以上に擬叙される者のみを対象とする。

(注) 褒章受章者に対する高齢者叙勲における勲章の授与については、原則として褒章受章後5年以上の経過期間を必要としない。

3 日程

誕生日	推薦予定者の連絡	国税庁提出期限	発令日
1月2日～2月1日	10月中	11月20日	2月1日
2月2日～3月1日	11月中	12月20日	3月1日
3月2日～4月1日	12月中	1月20日	4月1日
4月2日～5月1日	1月中	2月20日	5月1日
5月2日～6月1日	2月中	3月20日	6月1日
6月2日～7月1日	3月中	4月20日	7月1日
7月2日～8月1日	4月中	5月20日	8月1日
8月2日～9月1日	5月中	6月20日	9月1日
9月2日～10月1日	6月中	7月20日	10月1日
10月2日～11月1日	7月中	8月20日	11月1日
11月2日～12月1日	8月中	9月20日	12月1日
12月2日～1月1日	9月中	10月20日	1月1日

※閣議は発令日の前月の最終閣議日に行われる。

(注) 期限を超過した場合には、原則として、以後死亡叙勲を含めて発令されないととなるため、日常から対象者(88歳となる者)を管理しておく必要がある。

期限超過が判明した場合には直ちに府へ連絡すること。

4 手続き

(1) 推薦予定者の連絡

発令月の4ヶ月前の月内に（例：11月1日発令分を7月中に）、推薦予定者の氏名、主要経歴、生年月日、勲等を入力した「高齢者叙勲推薦予定者名簿」（エクセルファイル）を庁へ送付する。

名簿に記載する主要経歴は略称とせず、審査票の表記と一致させる。

(2) 国税庁への上申

次の書類を別添の作成要領に従い作成し、庁へ提出する。

- ・勲章審査票
- ・功績調書
- ・履歴書
- ・刑罰調書
- ・戸籍抄本
- ・その他必要書類（団体規模調、兵籍簿等）

(3) 内示

発令月の前月中旬に「内示リスト」の交付がある。

対象者に連絡し、次の事項を確認する。

- ① 受章の諾否
- ② 前叙の有無
- ③ 内示リストの氏名及び住所等の訂正の有無
- ④ 勲記記名の確認（戸籍記載の字体（外字等）が記名される）
- ⑤ 緊急連絡先

(4) 生存確認

閣議決定後に、候補者が閣議決定以前に死亡していた事実が判明した場合、後日の閣議において取消し決定を行う必要がある。このような事態を避けるため、閣議日の前々日時点での候補者の生存を適宜の方法で確認し、庁へ報告する。

(5) 勲章等の伝達

発令月の中旬に国税庁に物件が届く。

（4月～5月、10月～11月の発令分については、春秋叙勲の準備の都合上、内閣府からの伝達が遅れることがあるため留意すること。）

局は、庁から勲章等の物件を受領後、本人に交付する。

(6) 情報提供

高齢者叙勲の受章者については、官報及び内閣府ホームページへの掲載かつ、報道機関への情報提供がなされている。

なお、官報への掲載タイミングは、賞勲局から名簿が印刷局へ渡された後の印刷

事務スケジュールによるため、毎月一定の時期に掲載されるものではない。

また、受諾により公表（報道）される住所について、一般的に公表されるのは、市区町村名までになる。ただし、各府省庁及び都道府県の栄典担当部局、報道機関へ地番までの住所等の情報を提供しているが、そこから地番まで一般公開されることはない。

IV 死亡叙位・叙勲の事務

1 概要

死亡叙勲は、国家又は公共に対し功労のあった者が死亡した場合に、その功労に鑑み、春秋叙勲とは別に隨時実施しているものである。

位階は、官吏の序列を示すものであり、昔は能力によって位階を位置づけ、その位階と能力に見合った官職に就けることで、官職の世襲制を妨げることに使用したが、現在では、故人に限って授与しており、故人の功績を称え、追悼する意味合いが強い。

2 対象者

(1) 死亡叙勲

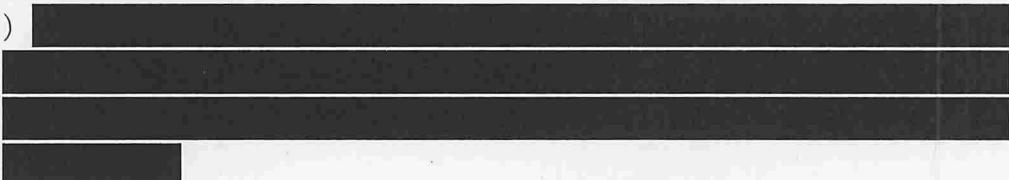
① 公務員等

瑞双以上に擬叙される者。

② 民間人等

旭双以上に擬叙される者。

(注1)



(注2) 褒章受章者に対する死亡叙勲における勲章の授与については、原則として褒章受章後5年以上の経過期間を必要としない。

(2) 死亡叙位

春秋叙勲、高齢者叙勲を受章している者、死亡叙勲の対象となる者。

ただし、戦時功労により既に位階を叙されている場合、再度同位階を叙されることはない。

3 日程

死亡の日から起算して30日以内に閣議決定・裁可の手続きを完了させなければならない（根拠：昭和20年5月27日閣議決定「国家ニ勳功若クハ勲勞アル者ニ対スル病氣危篤ノ際ニ於ケル叙勲又ハ勲章加授発令日附ノ特例ニ関スル件」（注）外国及び海外においての死亡のように、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない）。



閣 議 予 定 日	死亡日から 30 日以内の最期の閣議日 ※閣議は火曜・金曜に開催される。
発 令 日	生前の最後の日（死亡日）に遡って発令される。 ※ 獲章は本来着用することがたてまえであることなどの理由により、生前に獲章が授与されているように擬制されている。

4 手続き

(1) 訃報連絡

死亡叙勲対象者の情報をメールにて庁へ連絡し、受付番号と書類の提出期限を確認する。

物故者の最終官職が局課長又は税務署長級以上の場合は庁人事課秘書係において長官名で弔電を打つため、下記事項を連絡すること。

- ・物故者名
- ・主要経歴
- ・死亡日
- ・通夜、告別式等の日時・場所（会場の電話番号）
- ・喪主名（物故者との続柄）

(2) 遺族への連絡

死亡叙勲、叙位が推薦可能と判断できた段階で遺族と接触し、叙勲（叙位）の推薦を検討している旨を伝え承諾を得る。

死亡原因が未把握の場合は確認すること。

承諾が得られなかった場合は、その旨、庁へ連絡すること。

（注）遺族へ連絡する際は、次の事項を確実に伝えること。

- ・今後審査を経て決定するものであり、必ず受章できるものではない。
- ・発令後はその受章者として公表される。

(3) 国税庁への上申

次の書類を別添の作成要領に従い作成し庁へ提出する。

- ・獲章審査票（死亡叙勲に該当する場合）
- ・叙位審査票
- ・功績調書
- ・履歴書
- ・刑罰調書
- ・除籍抄本
- ・その他必要書類（団体規模調、兵籍簿等）

(4) 獲章等の伝達

閣議後2週間程度で、庁に物件が届く。

(3月中旬～5月中旬、9月中旬～11月中旬の閣議分については、春秋叙勲の準備の都合上、内閣府からの伝達が遅れることがあるため留意すること。)

庁から勲章等の物件を受領後、遺族に交付する。

5 注意事項

(1) 生前に春秋叙勲、高齢者叙勲を受章している者については、その後、抜群の功績がなければ、死亡叙勲は授与されない（叙位のみの授与となる）。

(2)

[REDACTED]

(注)

[REDACTED]

(3) 生前、叙勲を辞退した者又は辞退が予想される者の推薦は差し控えること。

(4)

[REDACTED]

[REDACTED]

(注)

(5)

[REDACTED]

[REDACTED]

(6) 死亡日時が「○時頃」のように推定死亡である場合は、死因について事件性の有無と栄典環境についての説明のため、死亡診断書（死体検案書）の写しとともに死亡状況書（局補佐以上の押印が必要）を必要枚数提出すること。

(7) 死亡叙位・叙勲の受章者については、官報に掲載されるのみで、報道機関への情報提供は行っていない。

V 元職員における叙勲対象者管理の方法

1 対象者

最終官職時に所属していた庁または局において叙勲対象者として管理し、推薦とする（庁及び各局間の出向者を含む。）。

なお、退職時に官房付や部付となる場合、官房付や部付となる直前の最終官職時に所属していた庁または局において叙勲対象者として管理し、推薦元とする。

ただし、局長及び審判所長（沖縄所は除く）は、庁において叙勲対象者として管理し、推薦元とする。

2 管理方法

上記対象者の推薦元となる庁または局が、適宜の時期に管理簿へ搭載し、管理する。

3 再任用職員

辞職時と再任用先の局が異なる職員については、辞職時に所属していた庁または局において叙勲対象者として管理し、推薦元とする。

この場合において、再任用期間については審査票及び履歴書に記載するが在職年月数に通算しないことに留意する。

4 その他

最終官職が他局である者の計報連絡を受けた際は、速やかに該当局へ情報提供する。

また、推薦書類作成にあたって、必要となる書類（人事記録、功績調書、部内処分等）が自局で確認できない場合は、適宜、庁及び該当局へ作業確認・依頼を行い、対応する。